産業医科大学医学部入学生の修学資金返還免除までの標準的進路体系図

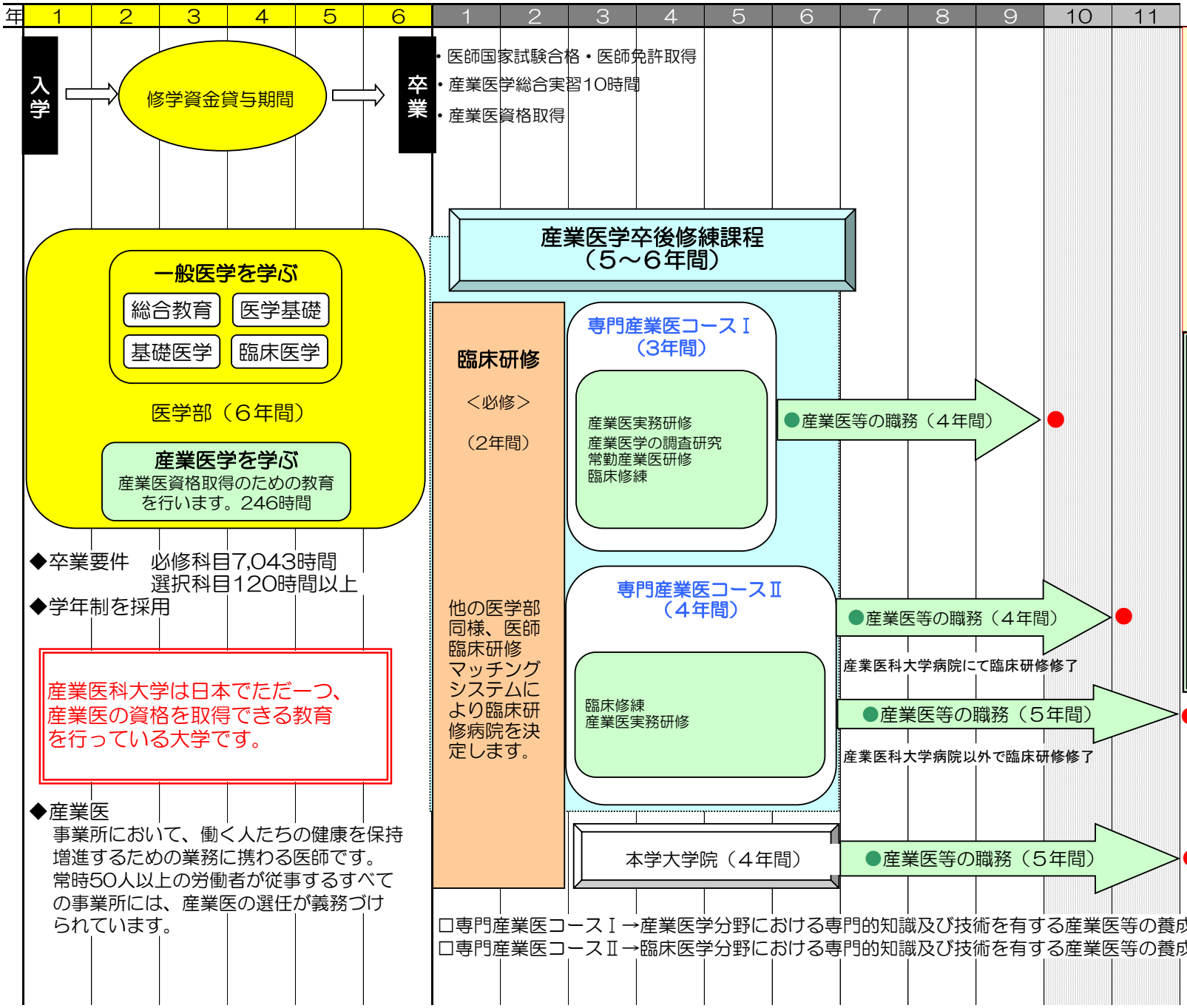

◆卒業要件　必修科目7,043時間
　　選択科目120時間以上
◆学年制を採用

産業医科大学は日本でただ一つ、
産業医の資格を取得できる教育
を行っている大学です。

◆産業医
事業所において、働く人たちの健康を保持増進するための業務に携わる医師です。
常時50人以上の労働者が従事するすべての事業所には、産業医の選任が義務づけられています。

□専門産業医コースⅠ→産業医学分野における専門的知識及び技術を有する産業医等の養成
□専門産業医コースⅡ→臨床医学分野における専門的知識及び技術を有する産業医等の養成

■修学資金の返還免除

卒業後、貸与を受けた期間の１．５倍の期間「産業医等の職務」に就けば、貸与を受けた全額が返還免除となります。
産業医学卒後修練課程もしくは産業医科大学大学院の修学期間は「産業医等の職務」に就いていた期間とみなされます。返還免除まで、卒業から９年～１１年を要します。

■産業医等の職務

①産業医
②産業医科大学の教員
③労災病院の医師
④厚生労働行政機関の職員
⑤その他修学資金貸与規則に定める職務

産業医等の職務に就く期間のうち、**２年以上は「産業医」として企業等に勤務しなければなりません。**（専門産業医コースの中で企業等に勤務することもできます。）

修学資金返還免除後の進路

産　　業　　医
産業医科大学の教員
労 災 病 院 の 医 師
一般病院の医師　等

入試事務室作成